

## 中国圏プレ広域地方計画協議会 規約(案)

平成18年11月6日  
中国圏プレ広域地方計画協議会 決定

## (名称)

第1条 本会は「中国圏プレ広域地方計画協議会」(以下「プレ協議会」という。)と称する。

## (目的)

第2条 プレ協議会は、国土形成計画法(昭和25年法律第205号。以下「法」という。)第6条第4項の規定に基づき、全国計画が閣議において決定された後、広域地方計画協議会において速やかに広域地方計画の策定に向けた本格的な議論ができるよう、あらかじめ次の各号に掲げる事項について協議することを目的とする。

- 一 広域地方計画協議会の組織・運営に関する事項
- 二 全国計画中間とりまとめを踏まえた中国地方に関連する課題等の抽出・整理
- 三 広域地方計画策定に向けた基礎的な検討
- 四 前三号に掲げるもののほか、広域地方計画の策定に関し必要な事項

## (組織)

第3条 プレ協議会は、次の各号に定める組織・機関を代表する担当部長(またはこれと同等の者を含む。以下「構成員」という。)により組織する。

- 一 法第10条第1項の規定により国土形成計画法施行令(平成18年政令第230号)第2条に定めるもの
- 二 法第10条第2項の規定に該当し、プレ協議会の協議を経たもの

## (会長)

第4条 プレ協議会に、会長を置く。

- 2 会長は、構成員の互選により選任する。
- 3 会長は、会務を総理し、プレ協議会を代表する。

## (会議の開催)

第5条 プレ協議会の会議は、会長が招集する。

- 2 構成員は、やむを得ない理由により自ら会議に出席することができない場合には、あらかじめ指名した代理者を会議に出席させることができる。
- 3 プレ協議会の会議は、構成員の二分の一以上が出席しなければ開催することができない。
- 4 前項の出席数には、第2項の代理者を含むものとする。
- 5 会長は、必要に応じ、構成員以外の者を会議に出席させることができる。

## (補助機関)

第6条 プレ協議会に、協議の補助のため、所要の会議を置くことができる。

## (事務局)

第7条 プレ協議会の事務局は、中国地方整備局企画部及び建政部並びに中国運輸局企画観光部に置く。

## (雑則)

第8条 この規約に定めるもののほか、プレ協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

## 附則

この規約は、平成18年11月6日から施行する。

地方公共団体			
鳥取県	企画部長	上場	重俊
島根県	政策企画局長	三宅	克正
岡山県	企画振興部長	杉	潔
広島県	政策企画部長	小中	正治
山口県	総合政策局長	岡田	実
広島市	企画総務局 計画担当局長	湯浅	敏郎
北九州市	企画政策室長	安藤	秀和
国の地方支分部局			
警察庁 中国管区警察局	総務監察部長	福安	俊晴
総務省 中国総合通信局	総務部長	緒方	康裕
財務省 中国財務局	総務部長	利田	秀男
厚生労働省 中国四国厚生局	健康福祉部長	宮澤	清和
農林水産省 中国四国農政局	企画調整室長	竹田	秀一
林野庁 近畿中国森林管理局	計画部長	佐古田	睦美
経済産業省 中国経済産業局	総務企画部長	陣山	繁紀
国土交通省 中国地方整備局	企画部長	菅原	信二
	建政部長	永井	智哉
国土交通省 中国運輸局	企画観光部長	池田	清
大阪航空局	飛行場部長	八鍬	隆
海上保安庁 第六管区海上保安本部	総務部長	堀部	健二
第七管区海上保安本部	総務部長	黒木	喜年
第八管区海上保安本部	総務部長	福井	守也
環境省 中国四国地方環境事務所	統括自然保護企画官	野口	明史
管区海上保安本部3機関については、第八管区海上保安本部を代表機関とする。			
関係団体			
中国経済連合会	専務理事	堀内	日出夫
中国地方商工会議所連合会	広島県商工会議所連合会 商工部長	林	照一 広島県商工会議所連合会が代表参加する。

注) 以上は、中国圏プレ広域地方計画協議会規約第3条による各組織・機関の代表者の名簿です。